

監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査の結果に関する報告について、同条第9項及び八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和4年3月3日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

記

1 監査の対象部局等

- (1) いじめから子どもを守る課
- (2) 人権ふれあい部 人権政策課、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、コミュニティ政策推進課、龍華出張所、久宝寺出張所、西郡出張所、大正出張所、山本出張所、竹渕出張所、南高安出張所、高安出張所、曙川出張所、志紀出張所、市民課
- (3) 魅力創造部 観光・文化財課、文化・スポーツ振興課
- (4) 教育委員会事務局 教育政策課、学校教育推進課、人権教育課、学務給食課、教育センター、生涯学習課、桂青少年会館、安中青少年会館

2 監査の結果に関する報告

別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査の結果に関する報告等については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年3月2日まで

2 監査の対象部局等

(1) いじめから子どもを守る課

(2) 人権ふれあい部 人権政策課、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、コミュニティ政策推進課、龍華出張所、久宝寺出張所、西郡出張所、大正出張所、山本出張所、竹渕出張所、南高安出張所、高安出張所、曙川出張所、志紀出張所、市民課

(3) 魅力創造部 観光・文化財課、文化・スポーツ振興課

(4) 教育委員会事務局 教育政策課、学校教育推進課、人権教育課、学務給食課、教育センター、生涯学習課、桂青少年会館、安中青少年会館

3 監査の対象

令和2年度の財務事務等（必要に応じて関係する年度に係るものも対象とした。）

4 監査の着眼点及び重点項目

(1) 財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めているかを主な着眼点とした。

(2) リスクの重要度を考慮し、次に掲げる事項を重点項目とした。

ア 窓口公金取扱事務

イ 契約事務

5 監査の実施方法

事前に資料の提出を求め、関係書類の内容の確認、照合等をし、関係職員に事務事業の執行状況の聴取や質問をする等の方法で実施した。

6 監査の結果

次の指摘事項のとおり、合規性の観点から是正、改善等を要するもの等が見受けられた。これらの事項については必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、これらの事項について必要な措置が講じられたときは、遅滞なく監査委員に報告されたい。

最後に、総括において、本監査全体を通じた所感のほか、経済性、効率性、有効性等の観点から所見、要望等を述べておくので、今後の事務事業の参考にされたい。

指摘事項

[いじめから子どもを守る課]

1 文書事務について

伺書において、決裁手続に不必要な者に合議しているものが見受けられたので、八尾市事務処理規程等に基づき適正な事務処理に改めること。

[人権ふれあい部]

【人権政策課】

1 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について

民間の専門性や企画力を活用してより高い成果を求めめるため実施している公募型プロポーザル方式による契約の締結に係る手続において、次のような事例が見受けられたので、その透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) プレゼンテーション審査の合計点が最高点の者を事業受注候補者に決定する場合において、当該最高点の者が2者以上あるときの順位付けに関し募集要領の定めが不十分なもの
- (2) 優先交渉権者と契約を締結する場合において、その者から提案された事業の内容等が当該契約に係る仕様書に反映されていないもの

2 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの
- (4) 業務委託契約に係る契約書において、仕様書の添付等がされていないため、当該業務の仕様が特定できないもの
- (5) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの

3 要綱の整備について

所管する公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱において、補助金返納に係る延滞金に関する条項と様式に不整合な部分が見受けられたので、速やかに規定を整備すること。

【人権コミュニティセンター（桂・安中）】

1 人権コミュニティセンターの使用の許可に係る事務について

人権コミュニティセンターは、社会福祉法及び基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、様々な人権問題の速やかな解決に資することを目的として設置され、その集会室や会議室等は、地域交流や市民サークルの活動の場等として市民の使用に供されている。

(1) 八尾市立人権コミュニティセンター条例施行規則に定められている期間以外の時期に使用の許可に係る申請がされたものについて、その許可をしているものが見受けられた。

合理的な理由により申請期間について特例的に取り扱う必要があるものについては、その要件等に関し規定を整備する等により公平性及び公正性を確保した上で、適正な事務処理を行うこと。

(2) 八尾市立人権コミュニティセンターの利用に関する取扱基準において、公共的団体、福祉団体又は人権活動団体に準ずる団体が人権コミュニティセンターの設置目的の達成を図るについて特に必要と認められる場合の使用料の減免の割合については、免除又は5割の減額と定められている。

当該要件に該当する使用料の減免の申請があった場合にあつては、いずれも5割を減額する決定がされているが、当該割合を適用した理由が決裁文書に記載されていないので、規定を整備する等によりその適用基準を明確にした上で、これを決裁文書に明記して、手続の透明性の向上を図ること。

2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

人権コミュニティセンターでは、管理している行政財産に公衆電話等を設置している者からの申請により、当該行政財産の目的外使用の許可をしている。

行政財産の目的外使用許可に係る申請については、その所管において「行政財産目的外使用許可台帳」により管理するよう庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に定められているが、当該台帳による管理がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの

(2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの

(3) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの

【コミュニティ政策推進課】

1 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの
- (3) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの

2 文書事務について

伺書において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、八尾市事務処理規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

【出張所（龍華・久宝寺・西郡・大正・山本・竹渕・南高安・高安・曙川・志紀）】

1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

各出張所では、管理している行政財産に公衆電話等を設置している者からの申請により、当該行政財産の目的外使用の許可をしている。

行政財産の目的外使用許可に係る申請については、その所管において「行政財産目的外使用許可台帳」により管理するよう庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に定められているが、当該台帳による管理がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

2 歳入の徴収事務の委託に係る事務について

地方自治法施行令に基づく歳入の徴収事務の委託を受けた者等に交付している「徴収事務委託証票」について、交付等をした記録が確認できないものが見受けられたので、当該委託証票が不正に使用されるリスクに鑑み、その交付の状況を適切に管理するよう事務処理を改めること。

3 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 業務委託契約について、当該業務の仕様書を提示せずに見積りを徴しているもの
- (2) 業務委託契約書に仕様書を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該仕様書が伺書や契約書に添付されていないもの
- (3) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (4) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの
- (5) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨又は法令や予算の裏付けなく契約を自動更新することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの
- (6) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの
- (7) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴していないものや当該誓約書を徴しない場合においてそのことにつき決裁手続がされていないもの
- (8) 委託業務の一部の再委託について、受託者からの届出を書面により受けていないものやその承認に係る決裁手続がされていないもの
- (9) 委託業務の受託者が市に提出すべき業務計画書や作業員名簿等の書類の提出を受けていないもの

4 文書事務について

伺書において、決裁日、施行日又は完了日が記載されていないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

【市民課】

1 「新型コロナに負けるな赤ちゃん応援給付金」に係る事務について

新型コロナウイルス感染症の流行が市民生活に大きな影響を与えていることに鑑み、新たに出生した子どもに係る費用負担を軽減するため、市は、出生届の受付時の住所が本市区域内にある令和2年4月28日から令和4年3月31日までに生まれた子どもが属する世帯の世帯主に対し、補助金として、当該子ども1人当たり100,000円の「新型コロナに負けるな赤ちゃん応援給付金」を給付している。

給付に係る申請書に申請者が給付を受けようとする額が記載がされていないものについて、修正等がされずにその給付が決定しているものが見受けられたので、給付の決定に際しては、八尾市補助金交付規則等に基づき申請書の記載事項等について適切に審査を行うこと。

2 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 地方自治法施行令に基づき随意契約により契約を締結する場合において、伺書に随意契約によることとした根拠となる同令の条項及びその理由が記載されていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (3) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの
- (4) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴していないものや当該誓約書を徴しない場合においてそのことにつき決裁手続がされていないもの
- (5) 委託業務の一部の再委託について、その承認に係る決裁手続がされていないもの

3 要綱等の整備について

所管している要綱等について、令和3年度の組織機構改革等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱等を点検し、速やかに規定を整備すること。

4 文書事務について

伺書において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、八尾市事務処理規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

[魅力創造部]

【観光・文化財課】

1 公の施設の管理運営に関する事務について

観光・文化財課が所管する安中新田会所跡旧植田家住宅、八尾市立しおんじやま古墳学習館、八尾市立埋蔵文化財調査センター及び八尾市立歴史民俗資料館の各施設の管理運営については、それぞれ指定管理者によって行われている。

(1) 各施設の指定管理者と締結している管理運営に関する基本協定書において、指定管理者は、モニタリングの結果についての分析、評価等を記載したものを市に提出するよう定められているが、その提出がされていないので、適正な事務処理に改めること。

(2) 指定管理者がその業務の一部を第三者に委託することについて承諾する場合において、伺書にその理由の記載等がないものが見受けられた。

当該第三者への委託を承諾する場合にあつては、委託の相手方、委託する業務の範囲等及びその理由を記載した書面を指定管理者に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査の上で決裁手続を行う必要があるため、当該手続について管理運営に関する基本協定書に明記し、その適正及び手続の透明性を確保すること。

(3) 管理運営に関する基本協定書に基づき指定管理者から提出された管理運営報告書について、供覧手続がされていないものが受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

2 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について

民間の専門性や企画力を活用してより高い成果を求めるため実施している公募型プロポーザル方式による契約の締結に係る手続において、次のような事例が見受けられたので、その透明性を確保するよう事務処理を改めること。

(1) プレゼンテーション審査の総合評価点が最高点の者を委託候補者に決定する場合において、当該最高点の者が2者以上あるときの順位付けに関し委託候補者選定基準の定めが不十分なもの

(2) 公募型プロポーザルの参加資格の審査の結果について、決裁手続がされず、参加資格審査結果通知書により参加希望者に通知されていないもの

(3) 優先交渉権者と契約を締結する場合において、その者から提案された事業の内容等が当該契約に係る仕様書に反映されていないもの

3 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

(1) 業務委託契約書に仕様書を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該仕様書が契約書に添付されていないもの

(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの

(3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの

(4) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの

(5) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴しない場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの

【文化・スポーツ振興課】

1 体育施設の管理運営に関する事務について

文化・スポーツ振興課が所管する八尾市立総合体育館等の体育施設の管理運営については、それぞれ指定管理者によって行われている。

「指定管理の基本方針」において、指定管理者による管理運営を行う施設の所管部局は、施設管理が適正に行われているかという観点による利用者アンケートを作成し、調査を実施することとされているが、当該体育施設について実施されていないので、適正な事務処理に改めること。

2 学校体育施設開放事業に係る使用料の徴収事務について

学校体育施設開放事業においては、市民のスポーツ活動の推進を図るため、学校教育に支障のない範囲で市民との協働により学校体育施設を開放しており、当該施設の使用許可を受けた者から使用料を徴収している。

当該使用料の調定については、地方自治法等に基づき納入義務者への納入の通知前にすべきであるが、納入を通知し、それを収納した後にしているので、適正な事務処理に改めること。

3 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの

[教育委員会事務局]

【教育政策課】

1 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について

民間の専門性や企画力を活用してより高い成果を求めため実施している公募型プロポーザル方式による契約を締結に係る手続において、優先交渉権者から提案された事業の内容等が当該契約に係る仕様書に反映されていないものが見受けられたので、その透明性を確保するよう事務処理を改めること。

2 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 業務委託契約について、当該業務の仕様書が作成されていないもの
- (2) 業務委託契約書に約款を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該約款が伺書や契約書に添付されていないもの
- (3) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの
- (4) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (5) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの

- (6) 委託契約の受託者が業務の全部又は一部を市の承認なく第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの
- (7) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの

3 市長の権限に属する事務の補助執行について

教育委員会の所掌に係る契約の締結、予算の執行等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市長の権限に属するものとされ、その権限に属する事務の一部を教育委員会事務局の職員が補助執行している。

当該補助執行に係る伺書において、その決裁手続に係る押印欄に教育長が押印しているものが見受けられたが、教育長の職は、平成 27 年に施行された同法の一部改正により教育委員会を代表するもの等として位置付けが改められ、その適用後は、市長の権限に属する事務を補助執行することができる者に該当しないものとなっているので、適正な事務処理に改めること。

【学校教育推進課】

1 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に関する事務について

本事業は、各学校の存する地域や在籍する子どもの実態に応じた独自の取組を支援し、魅力あふれる学校づくりを推進することを目的として、本市立の学校長に委託して、学力向上や体力向上等の事業を実施している。

- (1) 子どもが輝く学校づくり総合支援事業委託料基準において、委託料の対象は本事業を効果的に実施するために必要な経費とするよう定められているが、各学校長から提出された実施報告書等を確認したところ、次のような事例が見受けられたので、本事業の実施が、その目的である魅力あふれる学校づくりに合致するものであることを明確にするとともに、他の事務事業の単なる予算上の補完とならないよう、事務処理を改めること。

ア 実施報告書において、事業の実施内容や支出内容が具体的に記載されていないため、本事業の目的に合致しているものか確認できないもの

イ 実施計画書等に計上されている経費の内容が他の事務事業に係る経費の内容と重複するもの

- (2) 委託契約書において、契約を締結した日等の日付について、実際に契約を締結した日より前の日付が記載されているので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 子どもが輝く学校づくり総合支援事業実施要綱において、委託契約に当たり受託者に付すべき条件が定められているが、委託契約書の条項に当該付すべき条件が記載されていないので、契約の適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。
- (4) 業務完了届において、業務完了日の日付が記載されていないもの等が見受けられたので、適正に事務処理を行うこと。

2 学校評議員の委嘱に係る事務について

学校教育法施行規則及び八尾市立学校の管理運営に関する規則に基づき、本市立学校に、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる学校評議員が置かれている。

八尾市学校評議員の設置及び運営に関する要綱において、学校評議員の任期について定められ、その再任については3期を限度とすることとされているが、3期を超えて再任されている者が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 いじめ・不登校対策研究委員会に係る事務について

いじめ・不登校対策研究委員会は、いじめ及び不登校の児童・生徒への指導・援助について研究を行い、もって、いじめ・不登校の防止に資するため設置され、いじめ・不登校の児童・生徒の指導・援助及び家庭・地域社会や関係諸機関との連携についての研究等を行っている。

同委員会を構成する研究委員については、小・中学校生活指導研究協議会の八尾市会長等に委嘱しているが、その委嘱に係る決裁手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

4 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (2) 業務委託契約に係る覚書に発注者の代表者印である市長印が押印されていないもの
- (3) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの
- (4) 委託業務の受託者が市に提出すべき名簿の提出を受けていないもの

5 要綱の整備について

所管している要綱について、令和3年度の組織機構改革により教育委員会事務局における部体制の廃止等がされたことに伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。

6 文書事務について

伺書において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、八尾市教育委員会事務局事務処理規程に基づき事務処理を改めること。

【人権教育課】

1 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの

【学務給食課】

1 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの

- (3) 委託契約の受託者が業務の全部又は一部を市の承認なく第三者に再委託することができる旨又は法令や予算の裏付けなく契約を自動更新することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの
- (4) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの

【教育センター】

1 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 地方自治法施行令に基づき障がい者支援施設と随意契約により契約を締結しようとする場合において、八尾市財務規則の規定による当該契約の内容等の公表が契約の締結前に行われていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの
- (4) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの
- (5) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの
- (6) 委託業務の一部の再委託を承認する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや再委託申請書に再委託する具体的な理由等が記載されていないもの
- (7) 委託業務の受託者が市に提出すべき名簿の提出を受けていないもの

2 要綱の整備について

所管している要綱について、令和3年度の組織機構改革により教育委員会事務局における部体制の廃止がされたこと等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。

【生涯学習課】

1 生涯学習センターの管理運営に関する事務について

生涯学習課が所管する生涯学習センターの管理運営については、指定管理者によって行われているが、指定管理者がその業務の一部を第三者に委託することについて承諾する場合において、伺書にその理由の記載等がないものが見受けられた。

当該第三者への委託を承諾する場合にあっては、委託の相手方、委託する業務の範囲等及びその理由を記載した書面を指定管理者に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査の上で決裁手続を行い、その適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

2 若者活躍場づくり事業補助金交付要綱について

若者活躍場づくり事業補助金は、若者たちが活躍し、八尾のまちづくりへの関心を高めてもらう環境整備に寄与することを目的に、若者たちが、子どもや地域の人たちと一緒に地域の魅力や地域のことを楽しく考える場づくりの事業を対象として、それに要する経費を助成している。

八尾市若者活躍場づくり事業補助金交付要綱において、補助対象経費に係る用語の定義が不適切なものが見受けられたので、所要の整備を行うこと。

3 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 2者以上から見積りを徴せず随意契約により契約を締結する場合において、伺書にその理由の記載がないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの

【青少年会館（桂・安中）】

1 教室・講座事業等の参加者負担金の徴収事務について

教室・講座事業等においては、その実施に要する費用のうち、材料費及び館外で実施する場合における有料道路通行料、入場入館料等の実費について、参加者から参加者負担金を徴収している。

- (1) 参加者負担金の調定については、地方自治法等に基づき納入義務者への納入の通知前にすべきであるが、納入を通知し、それを収納した後にしているため、適正な事務処理に改めること。
- (2) 2人以上の分の参加者負担金の調定を1の調定書により行う場合において、当該調定書に添付している内訳書に各納入義務者の氏名等が記載されていないので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。
- (3) 参加者負担金に係る納入通知書について、所属年度、納期限及び納入場所が記載されていないので、地方自治法施行令に基づき適正な事務処理に改めること。

2 契約事務について

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。

- (1) 業務委託契約書等に仕様書を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該仕様書が契約書等に添付されていないもの
- (2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの
- (3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの
- (4) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの
- (5) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの
- (6) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴しない場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの
- (7) 委託業務の受託者が市に提出すべき業務計画書や作業員名簿の提出を受けていないもの

3 文書事務について

伺書において、施行日及び完了日が記載されていないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

4 要綱等の整備について

所管している要綱等について、令和3年度の組織機構改革により青少年会館が市長部局から教育委員会に移管されたこと等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱等を点検し、速やかに規定を整備すること。

総 括

今回の定期監査を通じて、本市監査基準に基づき正確性、合規性だけでなく、経済性、効率性及び有効性の観点から事務執行の監査を実施したところであるが、特に留意すべき点について次のとおり述べておく。

公益性や公共性の高い地域団体等の任意団体とは、これまで市行政とともに各種施策の推進や協働したまちづくりを進めてきており、歴史的にも意義のある取組が進められているところであり、今後も継続していくものとする。

また、社会や時代によって自治体の現場や市民ニーズは緩やかに変化しているため、その変化に対応すべく、市行政が担う役割を検証していく必要がある。

こうしたことから、全庁的にこれら公益性・公共性の高い活動をしている市民や任意団体に対する市としての支援の範囲を明確にするとともに、市が任意団体等の事務を適正に支援できる体制整備や手続など内部統制の充実に努められたい。今後、市民との協働の適正化により、市民参画と協働のまちづくりの更なる推進が図られるよう望むものである。